

3 特別徴収切替届出（依頼）書（記載例）

特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄

令和 ××年○○月△△日 提出 青梅市長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 111 - 2222 東京都〇〇市〇〇1-1-1										特別徴収義務者 指定番号	新規	※市町村ごとに異なります	
		フリガナ	マルマルショウジ カブシキガイシャ										担当者 連絡先	係	●●係	
		名称(氏名)	●●商事 株式会社											氏名	●● 二郎	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	電話番号
給与所得者	フリガナ	トットツ タロウ					旧 姓					普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・③・4・( ) 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏名	△△ 太郎											特別徴収 開始予定月	10月分 ( 11月 10日納期分) から 特別徴収を開始します。		
	生年月日	昭和・平成 2年 1月 1日										届出理由		①.入社 2.その他 ( )		
	1月1日現在の住所	〒 198 - 1111 青梅市●●1-1-1												月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。														

記載上の留意点

- 切り替えることができる納期は、普通徴収の納期限を過ぎていないものに限りです。
- 特別徴収への切替は手続に時間を要するため、特別徴収開始予定月は、余裕をもって設定してください。なお、月割額の連絡について記載を頂いた場合、手続が完了次第月割額をご連絡することができます。  
例) 給与計算の締切日が15日の会社で10月1日に切替届出書を提出した場合  
通常、11月1日以降に青梅市から特別徴収税額決定通知書が発送されますので、11月分から開始していただくことができます。  
例) 給与計算の締切日が25日の会社で10月15日に切替届出書を提出した場合  
通常、11月15日以降に青梅市から特別徴収税額決定通知書が発送されますので、11月分から開始していただくことができます。